

## 令和4年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会 会議録

確認・検討事項	(1) 令和4年度における地域福祉計画の取り組みの進捗について (2) 市民後見人養成状況について (3) 中核機関の立ち上げ準備について ①茅ヶ崎市における中核機関の機能と役割 ②一般向けパンフレット(案)について
開催日	令和4年2月10日(金) 18:30~20:00
会場	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室
出席者氏名	構成員 内嶋順一 構成員 尾上美子 構成員 小野田潤 構成員 渡辺和也 構成員 糸智仁 構成員 大木教久 構成員 三谷智百合 構成員 柴田勝一 構成員 横山康洋  (関係機関) 茅ヶ崎市社会福祉協議会 茅ヶ崎市高齢福祉介護課・障がい福祉課
会議資料	次第 資料1 令和4年度における「ちがさきの地域福祉プラン2」の取り組みの進捗について 資料2 「ちがさきの地域福祉プラン2」の指標(案) 資料3 令和4年度市民後見人養成状況 資料4 中核機関5つの機能一覧 資料5 相談の役割分担 資料6 茅ヶ崎市成年後見制度中核機関設置要綱(案) 資料7 茅ヶ崎市成年後見制度利用促進検討会設置要綱(案) 資料8 茅ヶ崎市成年後見支援センター一般向けパンフレット(案)
会議の公開・非公開	公開

非公開の理由	—
傍聴者数	0人

### 議題に対する意見

#### (1) 令和4年度における地域福祉計画の取り組みの進捗について

##### ○大澤課長補佐

予定の時間になりましたので、始めさせていただきます。まず、初めに大川課長からご挨拶させていただきます。

##### ○大川課長

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また日頃、本市の行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、地域福祉計画の取り組みの進捗や指標、市民後見人の養成状況と、皆様に多大なるご協力、アドバイスをいただきました中核機関が令和5年の4月中に開設する予定をしておりますので、その点について説明させていただきます。忌憚ないご意見をいただければと思っております。

最後になりましたが、今後とも皆さんと連携協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶を終わらせていただきます。

##### ○大澤課長補佐

それでは早速、議題に入らせていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。こちらの次第と資料1「令和4年度における「ちがさきの地域福祉プラン2」の取り組みの進捗について」、資料2「「ちがさきの地域福祉プラン2」の指標(案)」、資料3「令和4年度市民後見人養成状況」、資料4「中核機関5つの機能一覧」、資料5「相談の役割分担」、資料6「茅ヶ崎市成年後見制度中核機関設置要綱(案)」、資料7「茅ヶ崎市成年後見制度利用促進検討会設置要綱(案)」、資料8「茅ヶ崎市成年後見支援センター一般向けパンフレット(案)」、当日資料1「受任調整フロー(案)」、当日資料2「スケジュール(案)」を置かせていただいておりますが、過不足ないでしょうか。

会議の進行ですが、途中でご退席される委員の方もいらっしゃるかと伺っておりますので、事務局としましては、一番大切な議題3の中核機関の立ち上げ準備についてからお話させていただきたいと思うのですが、皆様よろしいでしょうか。(了承の声あり)

それでは、議題3中核機関の立ち上げ準備について、事務局から説明させていただきます。お手元の資料4と5について、ご準備いただければと思います。資料4につきましては、これまでも何回か、皆様に見ていただいたり、ご意見をいただいたりしていたところでございます。いただいたご意見や一期の成年後見制度利用促進計画をベースに、二期の権利擁護の視点を盛り込んでいきました。

茅ヶ崎市成年後見支援センターでは、判断能力によって生活がうまく回っていない方や、将来に不安がある方が成年後見制度の利用などによって適正な支援につながるように支援していきたいと思っております。

具体的にはどうしていくのかというのをまとめたのがこちらの5つの機能検討結果になります。

①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果とあり、左端に小さく1番から21番までの番号を振っております。番号を読み上げたときには、こちらの番号の列をご覧ください。

まず、①広報機能につきましては、1番目として、広報紙やパンフレットによる周知を予定しております。広報紙は、5月1日号に掲載予定で今準備を進めています。

また、中核機関として新たにパンフレットを作成しているところです。皆様には今日資料8としてお配りさせていただいてるパンフレット(案)、こちらは一般向けということで今回お配りさせていただきましたけれども、関係機関向けやご本人向けといったパンフレットも追って作っていきたくと考えております。

完成しましたら大木先生にもご相談させていただきながら病院ですとか、銀行等、配布場所の拡大も検討していきたくと思っています。

2番目の関係機関への制度や連携についての説明というところですが、中核機関として、これまでもSネットの方でやっていただいていた研修等については今後も継続いたします。

また、直近では、3月中旬に相談支援事業所や、自治会、民児協、包括支援センターの代表会議等にお伺いして、茅ヶ崎市成年後見支援センターのご説明と周知をさせていただき予定で。

3番目の講演会につきましても継続して、年1回、開催をしていきます。今年度については、尾上先生に講師として出ていただきまして、参加者の方からも大変好評の声をいただいているところです。なお、毎年秋頃、開催していましたが、来年度は、成年後見支援センターのリニューアルオープンとの周知も兼ね、少し早めの夏ごろに開催をしていきたくと思っていますので、広報紙でも5月1日号に続いて、畳み掛けるように成年後見制度の周知を行うことができると考えております。

4番目の出前ミニ講座につきましても、こちら継続してやっていきます。パンフレットにも掲載予定ですので、積極的に関係機関にもこちらから働きかけながら、出前講座を実施していきたくと思っています。

5番の成年後見支援ネットワーク勉強会についても、多くの関係者の皆さんに集まりいただき、関係性を作りながら意見交換をしていただいているところですので、こちら継続してやっていきます。

②の相談機能につきましては、資料5をご覧ください。

まず、相談につきまして、誰がどのように受けていくのかというところですが、市職員が相談を受けるほか、茅ヶ崎市の場合は委託事業として長くSネットさんをお願いしていた経緯がありますので、そのノウハウや経験を活かしていただきたく、今回も相談の一部をお願いする予定です。

まず、委託事業者であるSネットさんには、利用支援に関する部分、制度の概略説明ですとか、申立支援必要書類の入手から書類の作成、裁判所への同行支援、後見人の報告書の作成支援など、そのような利用支援に関わる部分をお願いしようと考えております。

市職員では、制度利用にとどまらない部分で関係機関との調整をしてみたいです。後見人は今すぐ必要ではないけれども、いずれ必要になるそのタイミングを逃さないよう、関係機関と連携して見守り体制を作るということが必要になってくるのかと思いますので、そのケースマネジメントに努めます。

それから、今回4団体の士業の皆様をお願いして、専門相談窓口を開かせていただくことになりました。専門相談への予約を相談者から直接受けることはせず、中核機関で相談を受けた案件の中から必要に応じてつないでいくことを想定しています。ご本人の了解が得られた場合は、相談にも職員も同席し、相談内容の整理をお手伝いさせていただきながら、中核機関の職員のスキルアップも図っていきたくと考えています。

また、この専門相談窓口とは別に、本日、研究会にもお越しいただいている内嶋先生、尾上先生、小野田先生、渡辺先生には、アドバイザーとして、個別のケースについて継続した相談や中核機関の運営に関する相談等にアドバイスをいただけたらと思っていますので、よろしくお願いたします。

資料4に戻ります。

③の利用促進機能というところですが、10番の市民後見人の養成につきましては市社協に継続して委託する予定です。前回の研究会でご意見いただいたように、年4件の受任調整を目指していきますので、この受任調整がうまくいくように、中核機関としてもフォローをしていきます。

それから市社協での法人後見や中核機関での申立支援、各相談機関での申立支援、このあたりも継続してやっていきます。14番の候補者の推薦の調整というところですが、こちらも実施していきたいと思っております。

当日資料①で配らせていただいた受任調整フロー(案)をご覧くださいませ。これは本当にまだ案になりますが、中核機関が行う受任調整をしていくケースとは右側のフローになってきます。

まず、本人、親族、関係機関から後見人等の候補者探しの相談をいただいた場合、基本的に自分たちで探す意思や力等があるような案件を除いて、中核機関で受任調整を行う考えです。

中核機関で候補者探しの支援を開始する流れとして、まずは本人や親族から本人の環境や収入資産、希望する生活等について聞き取りを行います。次のステップとして、支援者や関係機関、士業等を交え、ケース会議を開催して、本人の状況に合わせた適切な候補者について方向性を検討していきます。複雑なケースについては、研究会へも諮りながら、どの士業さんが向いているのかなどか、法人がいいのではないかなどそのあたりご助言いただければと思います。

次に士業団体に照会をかけていくような形になりますが、団体に声かけさせていただいた結果、見つからなければ、アドバイザーの皆様にもご相談させていただけたらなど。良い方がいたらというところまで、ご無理のないところでご相談させていただけたらありがたいと思っております。それでも候補者が見つからない場合には、候補者なしで家裁に申し立てすることも検討していかなければいけないかなど考えております。

候補者が見つかった場合には、候補者の方へご連絡させてもらって、詳細な打ち合わせをした後、ご本人等と候補者の面談調整をさせていただいて、できれば中核機関もそこで立ち会って、マッチングをやらせていただきたいと思っております。

また、受任調整する際には市民後見人の活用についても併せて検討していきたいと思っております。

資料4に戻り、15、16番の成年後見制度利用支援事業や市長申立については、高齢福祉介護課や障がい福祉課が所管となりますが、親族支援でいくのか市長申立でいくのか、所管課と中核機関で連携を図りつつ、スムーズに申立ができるように支援していきたいと思っております。

④の後見人支援機能については、17番の市民後見人への支援、18番の市民後見人への支援は継続して続けていきますし、先ほどの士業による専門相談窓口に関しましては、後見人からの相談も対象とすることで支援を強化していきます。

また、19番の後見人選任後のチーム会議の実施については、②相談機能の9番の中核機関内のケースマネジメントと合わせて、中核機関として力を入れていきたいと思っております。後見人が就く前から、チーム体制を把握し、後見人が就いた時にはそのチームに後見人を入れて、うまく回るように体制を整えるといったようなところが必要になると思っておりますので、その辺りの支援ができるよう、チームと中核機関の関係性作りに努めます。

20番の家裁との適切な連絡体制の構築につきましては、まだ見えづらいところもあるのですが、とりあえず、中核機関を開設後にはご挨拶に伺わせてもらいながら、連携体制ですとか、大木先生の方からは、申立のときにスムーズに通る診断書の書き方等のお話とかもいただいたりしたので、皆様にもお話ししながら、どのようなことを家裁と調整していったらいいのか考えていきたいと思っております。

次に⑤不正防止効果ですが、家庭裁判所の監督機能については、手探り状態でありまして、そのような相談を受けたときには、皆様と相談させていただきながら家裁に報告するのをどうしていくのかその辺りを検討していきたいと思っております。

以上が、相談機能の役割というところになります。皆様、この受任調整フローも含めて、何か忌憚のないご意見、他に検討すべき事項等がありましたら、ご意見いただけますでしょうか。

#### ○内嶋構成員

はい。内嶋でございます。2点、一つはですね中核機関の機能の一覧を拝見して、実はですね、今、日弁連からの情報だと、不正防止効果の機能が一番近いのかもしれませんが、第二期の促進の基本計画の中にも織り込まれてるらしいのですが、中核機関が苦情受付対応をするという話が出てきています。当会はどうかそのモデルに選ばれるかもしれないという話なんですけども、今、横浜の中核が実際苦情受付をやってらっしゃるんですね。苦情受付をして、それを各例えば、大体苦情というものは専門職がこうむりますので、例えば弁護士会はどこに行くんだとか、リーガルさんだったらどこで受けるんだみたいな、そういう話になるとは思いますが、近いうちにそういう話も降ってくる可能性はあるので、今すぐどうのこうのってことではないんですが、意識の片隅に置いておかれると良いのかなというのが1点。

それから、もう一つはですね受任調整フローで拝見をして、これもある程度よくある流れだとは思いますが、細かな話で恐縮なんですけど、これも横浜方式で、私たち、弁護士会でも対応してるんですけども、候補者が選ばれました、例えば、弁護士会が候補者を出しましたという時に、確か横浜方式だと、3人だったかな、2人から3人かな。後釜も選んでおいてくれと言われます。何でそのように言われるかという、このフローだと7番の部分で、本人や親族と講師の面談を調整する中で、最終的にすり合わせるって話なのですが、すり合わせをしたら、こいつは嫌だということをも本人もしくは申立人側が言ってきた場合に、横浜方式では、次の候補者というのも用意しておいてくれと、事前に用意するのですね。多分、他の士業でも同じことを横浜で言われてるはずですよ。

そのような問題もあるので、細かな話を詰めておいた方がいいですし、本当に下世話の話で恐縮なんですけど、これは実は選任前なんですね。選任前に、士業の先生を動かさなければいけないので、うちはですね、仮に非常に細かい弁護士が何を言ったかという、要するに選ばれる前は、報酬対象にはならないんですね。幾ら動いても。例えば私たちのように、比較的もう後見制度について、自分でも興味があって、カンファレンスなんかあると、のこのこ出て行って、そのカンファレンスでちょっと頼まれればじゃやりますよって言っても事実上手弁当でやる人たちはいいんですが、会から選任をして、行ってくれという人たちは必ずしもそういう人たちばかりではないんですね。会員にその負担をかけるってことになるじゃないかと、選任前に行かせるということはですね。なので、横浜市と協議をして、本当にわずかな金額ではあるんですけど交通費を出してもらおうようにしてあります。

他の士業さんはどうか分かりませんが、例えば一番目の人が行ったら、選ばれなかったとしても足代が出るというぐらいのことはやっておかないと、やはり、長続きしないので、それはそれ、これはこれ、例えば見つからなければ、アドバイザー等に相談とありますけども、僕はせっかくここまで仕組みを作るんだしたら、やめておいた方がいい、やはり公式ルートできちんと各事業団体にご依頼をして、個々のアドバイザーに頼るというのは、仕組みを作る以上は、原則やめたほうがいいと思います。そこまでやるのだったら、もう家裁にblankで振った方がいいだろうと思います。というようなことが、細かくすぐもう目についたのでこの辺りのことはこれからおやりになると思うので、詰めるときに、きちんとやっておいた方がいいかなと。

それで横浜がやった時にはそのような、うちとの関係では、やっぱり細かな問題が出てきたので、あらかじめそういう情報はもう全部お伝えをしますので、前例がありましたから。ということだけ、本当に細かいところなのですが気になったので、お伝えしておきます。以上です。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。横浜市にも少し話を伺いながら、その辺をもう少し詰めて検討してみ

たいと思います。他の士業さんはいかがでしょう。

○小野田構成員

特に答えがあるわけではないのですが、社会福祉士会の場合、地区にコーディネーターという担当がおりまして、家裁からの候補者の推薦依頼があった場合には、手挙げ方式なんですけど、そこで調整するというような形になっているんですね。アドバイザーとして自分がここで関与するっていうよりも、むしろその正式なルートに載せていただいて、パートナーの方に依頼して、候補者を選んでもらうというような形の方が、ありがたいかなというように思っています。そのほうが幅広く、皆さんにご周知ができるので、やはり個人的にですと、知ってる範囲になってしまうのとやはり偏りが出てきてしまうかなというように思うので、そのあたりはそのように思いました。

また、候補者選任前の交通費については、自分の方も、運営委員会とかまだ出ておりませんがその情報というのがないのですが、確かに先生が言っていたように、候補者で出向いた場合に選任されなかったとかってなったときには、その方がありがたいかなというように思いました。以上です。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

先ほどもおっしゃっていただいたんですけど確かにこれからずっと続けていくものですので、お互いに無理のない形で、進めていくというのがすごく大切だと思いましたので、再度検討してまいります。

○三谷構成員

Sネットの相談の中で候補者調整っていうところで、リーガルさんの方に伺ったら、何かその時に、もしかして相談料をとる方もいらっしゃるということをお伺いしたことがあるんですね。その辺はどうなっているんでしょうか。

○尾上構成員

はい、尾上です。

リーガルサポートに対して、行政とか家庭裁判所からの候補者の紹介依頼等は別なのですが、一般の方は、原則、有料ですというご案内をしています。それでもということで、ご依頼された方にご紹介してるような形です。

○内嶋構成員

ちょっとよろしいですか。

紹介っていう単語で言うと、何で紹介されただけで金を取るんだという話になる。多分、なんかそういうイメージあると思うんですが実は我々事業紹介をされても、初めてのお客さんなんです。

先方にも、こちらに頼んでいいのかというお気持ちはあるでしょうし、我々も、この人との間で信頼関係を築けるだろうかと、やはりありますし、だいたい選任依頼される方というのはご本人もしくは申立人のどちらかになるはずなので、これから長いお付き合いになるってことになるので、そこでいろいろお話を伺わなければいけないし、時間は当然とられるわけですね。私たちは、やはり時間でお仕事をいただいておりますから、原則、相談の中の、最後、受任という流れになっていくんですね。必ず前に調整とか相談というのは必ずあるんですよ。その相談料だというように思っていたのが多分一番適切だと思います。

その結果、例えば受けるとか或いは書面作成であるとか申立をすればそれは仕事です。仕事としてお金がいただけるので、若干サービスするというような流れになったりとか受任

するのだったらどうせ報酬もらえるからもうそこでいいですよみたいな、そういうことはあると思いますけども、最初のだいぶ前から実はもう仕事に入ってますので、その部分の対価というのが、本当は必要ということになると思う。

私もいただけませんけれども、でもそれは、実はちゃんと仕事になってるっていう、そこで相談業務が始まっているということがもうほとんどですよ。

#### ○尾上構成員

そうですね。任意後見などは特に、1回では決まらないので、2回、3回、4回話をして、やはり駄目ですとなると、そのまま帰すというのは全部無料というわけにはいかないの、この辺は士業の方からもきちんと説明して、初回がその方が無料であれば無料だし、2回目、3回目。4回目うまくいかなかった方はその分でもらえますということはこちら側から説明しなければいけない話なんですけれども、基本は有料と考えていただいて、今後よろしいかと思います。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。

このあたりもう少し士業の方々と詰めたほうがいいと思いましたので、事務局の方にまた改めてご相談させていただく形で大丈夫でしょうか。そのあたりは、今後、受任調整をどう進めていくか、候補者との面談という部分と、どのような形だったら引き受けていただけるのか。

#### ○内嶋構成員

スキームを作るのは多分、ここにいらしてる先生方でも十分いけるとは思うんですね。それで、横浜のケースの場合は、横浜に派遣してやはり我々の会員が話を聞いてきて、どうしようと言って、私どもの担当セクションと、内部で議論をして、やっぱり交通費ぐらいもらおうよという結論に至ったので向こうに返して、しばらくその担当者を介してやりとりをしていて、その方向性で決まったというのであれば、正式に回答を協定結んでというように流していたんですね。

だから、いきなり事務局というよりは、ここにいらっしゃる先生方を通すのがよくて、そこで代表同士と例えば弁護士会とかいうところで最後持っていかなければいけないのであれば、それはそれで、ちゃんとうちも下ごしらえした上でちゃんと通しますから、うちも内々で内部のいろいろと皆さんの団体もそうだと思いますけど、手続きしなければいけないので最初はもうこの辺のルールで多分全然問題ない。

むしろ、よく知ってらっしゃる先生の方が、意見は言いやすいと思いますのでそのために我々来てますので、それでいいと思います。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。

また、引き続きご相談させていただきます。よろしくお願いします。あとは、例えば、ご本人の承諾があるという前提ですが、専門士業の方の相談窓口に同席させていただくとかいうあたりは特に大丈夫そうでしょうか。

#### ○尾上構成員

以前お話をいただいたときに、職員の方のスキルアップのためにも一緒に相談を聞けたらよいのではないかという、私が多分ご提案してしまったので、他の士業が聞かれては困るっていうことであれば、ご意見いただければと思います。

#### ○小野田構成員

パートナーの方も相談員研修というのがあって、その相談員研修を受けたものが地域の相談に

も対応するという仕組みになってるんですね。なので今回いただいたご案内で相談員の中での周知をして、候補日に派遣ができるというような調整をしているところなんですけど、相談員もやはり少し人材不足というのもあって、なかなか人を育てられないというところもあるので、可能であれば、その1人が担当した中で、もう1人がサブ的に担当させていただくってということも、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大澤課長補佐

実は他の士業さんからもそのようなお話をいただいている、報酬については予算上の問題があり、当初予定分の対応となってしまいますが、部屋にお席をご用意させていただくことは可能です。ご事情に応じて相談員の先生が1人ないし2人、お越しいただくというところは問題ないです。私どもとしてもいろんな先生と顔見知りになれるので、すごいありがたい機会なのかなと思っています。

○内嶋構成員

弁護士会の方は先ほど申し上げて横浜で実績があるので、会員もおそらく、同席をしてもらった方が楽は楽です。当事者だとちょっと容量が得なかったりすることもあるので、簡潔にいろいろ事案事情を説明していただける方がいらっしゃると助かるので、うちはとにかく、お客様の守秘義務だけが問題になるのでお客様もいいよと、どうせ構わないっておっしゃるんだったらもう全然問題ないです。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

○渡辺構成員

はい。コスモス渡辺です。

私どもも、他のところで2人でやってるのもあるよみたいな話をさせていただきましたので、社会福祉社会の方と似たような状況あるのであれば、ご検討いただくといいのかなとは思っております。

職員が同席されるというのも全然歓迎といいますか全く問題ないというように思っておりますので、特に反対はありません。他の自治体さんでも、むしろ入られたらどうですかというのを私もご提案したことがあります。いろいろな事情で、まだ実現には至ってないんですけども悪いことではないというように思ってます。

同席してもらおうと、だんだんお互いに感触がわかってくると思いますので、そこでまた、情報をいただければ、こちらもブラッシュアップになるというように思っていますので、ぜひその形でというように思います。

以上です。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。こちらも経験値を積んで、それを少しでも相談者の方に還元していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○柴田構成員

はい。すいません柴田でございます。

難しい話の後でこういうのも恐縮なんですけれども、広報のところは今パンフレットの作成中でこれから周知をされていく上で、その周知方法のところ、動画みたいな形では考えられていますか。福祉政策課でYouTubeをやられてるなというのがあって、その中でいわゆる広報活動っていうのはいかがかなと思っています。というのが、障がいによっては文字からイメージするのが



苦手な方もいらっしゃるので、動画等で説明していただくと、理解できる方も増えてくる、そういうことを知る方も出てくるのではないのかというように思いまして、意見を言わせていただきました。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。今、動画はあまり考えていなかったところでしたのでご意見をいただいて、確かにそういうアプローチもあるのかなと思いました。

○糸構成員

はい。糸です。

多分このパンフレットをどれだけわかりやすい言葉にするのかなというところが一番のポイントなんだろうなと。成年後見制度とは、我々は、普段から接しているので、まあそうねと思うんですけど、多分一般の人には、いまだに何のことかわからないという人が多分多いので、このパンフレットの見た目と通り過ぎるかなあという感じがするんですよ。ここをどれだけわかりやすい表現にしたりするのかというのが、多分一番重要なところなのかなあ。必要なんだけど、言葉が入ってこないから、そこに辿り着けないっていう人が実は潜在的に相当いるんじゃないかという印象なんですよ。その辺がすごく周知していく上では一番難しいところじゃないのかなっていうのを、これを見てと思いました。よろしくお願いします。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

そうですね。確かにどうしたら手に取ってもらいやすいか、相手に刺さるかなというところ。確かにおっしゃる通りで、共感を得られやすい事例紹介が大事なのかなとかその辺ちょっと考えたりもしたんですけども。

あとは、今お話伺っていて、例えば、大きく成年後見支援センターと書くよりも、もう少し違うアプローチの仕方、まずは不安や悩みに寄り添って、その先に成年後見支援センターがあるよっていう見せ方の方が、もしかしたら手にとっていただきやすいんですかね。関係機関向けのパンフレットには成年後見支援センターと書いたほうがわかりやすいかもしれないですけども、一般向けの方には、もしかしたらそういった方が手に取っていただきやすいのかな。

パンフレットについて、今ご意見いただいたので、皆様の方からも何かアドバイス等がありましたらお願いします。

○糸構成員

今おっしゃった通り、一番上に茅ヶ崎市成年後見支援センターって、もしかしたらいらぬのかなと思って。一般の人にとって役所の組織の名前って入ってこないんですよ。残念なことに。そうすると、今おっしゃったとおりストーリーがあって最後にあそこに行けばいいのねというような持っていき方が、やはり、好ましいのかなとは思いますが。裁判所が出してるのも何も、やはり成年後見って書いてしまうから。成年後見が、自身の困りごととどうつながるのというところをどこまで噛み砕いて載せられるかなっていうところなのかなと思います。それは我々の組織の例えばコスモスのパンフレット、リーフレットを見てもわからないよねって思うわけですよ。はい。よろしくお願いします。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

制作サイドから何か相談したいことはありますか。

○加藤主任

今の話で全部でした。

○内嶋構成員

糸先生のご指摘にもつながるんですけども、事業内容の紹介は要らないと思います。ここにスペースを割くのだったら、もう少し成年後見制度の説明を易しくするか。

それから、さっき先生おっしゃったように、こういうケースでは、このような成年後見制度利用の活用方法があります、では、どこに相談すればいいのか、ここだというような、一般の方が割と考えやすい思考の流れに沿ったほうがいいと思いますね。

市長に見せるのだったらこれでいいのですが、お客さんは全く興味がないところなので、お客さんのニーズに沿う必要用があると思います。

ただですね、例えば専門相談に来られる方に、専門相談を知った媒体について聞くと、必ずしもパンフレットではないんですね。なので、凝り始めるときりがないので、適当なところで止めてですね、また別に、どうもあんまり評判よろしくないっていうのだったら改定すればいいだけの話ですよ。

うちのパンフレットも実はもう改定をしようって言って、改定をしてるのですが、それもきちんと長年の経験でどうもここがあまりいまいちだねというところを変えてやってるので、いいんじゃないですかね。いや本当に凝り始めるとやってられなくなっちゃいますから。

○小野田構成員

むしろ相談に来た方に相談内容とかお答えしたことなどを、こう整理されて伝えられるような説明書きみたいなものを、帰ってからはすべて忘れちゃうみたいの方も、いらっしやると思うのでそういうことのも、何か考えて作られたらいいかもしれないなと思いました。

○尾上構成員

今、リーガルサポートでも、まさしくパンフレットちょっと作ってまして、皆様のご意見を参考にしてたんですけども、後見に関するパンフレットってたくさんあるので、茅ヶ崎市がやってるっていうところはやっぱり安心していただけるというようなポイントだと思うので、その市がやってるっていうところを表面からしっかりわかるような作りにしたほうがよろしいかなって思いました。

○渡辺構成員

確かに大先輩からご指摘があったのですが、うちのパンフレットはあまりセンスが良くない。センスが良くないんですけど何もないと渡すものがないので、しょうがなく積んでおくという感じはあるんですが、パンフレットはパンフレットで少し工夫されればよろしいと思いますし、今後、相談なんかでもですね、市職員の方、ご同席くださるっていうことなので、そういうところでも現場の相談感っていうものを触れていくと、何かこれではわかりにくいよねとか、皆さんこういう悩みで、結構来られているよねっていうのが、つないでくださる中で見えてくると思います。そういう目で、一般の方はこうしないとわかりにくいよねとか、こういう課題で来られるよねってだんだんこう蓄積が出てくると思いますから、そうするとどう変えた方がいいかというのは多分どんどんレベルアップできると思いますので、それでまたやられたらいいのではないかと今お聞きしながら思いました。あと、パンフレットもね、全然うちも作っていますから必要なんですけども、さっき大澤さんが言われたように、実際の相談だとかあと現場でアウトリーチじゃないですけども必要とされる方、つないでいくっていう中で、そういう事態が広報活動につながるっていうのは非常に地域福祉的な目で見ればあると思いますので。両輪でやられたらいいと思いますし、それでご協力できればとはこちらも思っております。

以上です。

○大澤課長補佐

中核機関として力をつけながら、このパンフレットも一緒に成長させていきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、協議会に話を移ります。

まず、国の成年後見制度利用促進基本計画でいうところの協議会にあたる部分なんですけれども、これまで研究会を附属機関にして、勉強会を協議会にするかという話をさせていただいたところですが、附属機関は今、市としては、増やさない。今ある附属機関で回っているものは附属機関を増やさないでやっていくっていう方針が出ている中で、また勉強会にコアメンバーとして参加されている方というのが、ほとんど研究会の方ということもあって、なかなかその2つの会議で差別化を図っていくのも難しいところもありまして、研究会を附属機関にはしないで、協議会に位置付けることにいたしました。このことは、本日の会議に先立ち、秋口くらいに委員の皆様のところにお伺いし、お話をさせていただいております。

つきましては、要綱案を2つ作りました。資料6と7になります。資料6は、成年後見制度の中核機関そのものの設置要綱案になりまして、資料7が、協議会としての研究会の設置要綱案となります。

まず、成年後見制度の中核機関設置要綱案につきましては、先行自治体のものを参考に、割とシンプルに作らせていただきました。他の自治体の例を見てもみると、記録の管理ですとか、対象者は誰にするとか、あとは成年後見人や中核機関とかの定義について定めているところもございましたが、本市としましては、基本的に抑えなければいけない点のみを記載し、弾力的な運用が可能となるよう、すごくシンプルな作りにいたしました。

資料7では、成年後見制度の利用促進検討会設置要綱案とさせていただいてますが、検討会というのは、今の研究会が協議会として新たな位置付けになりますので、名称を変えてみるのもいいかなというところで案として出させていただきました。研究の次のステップとして検討としましたが、名称については別案も用意しましたので、後でまたご相談させてください。

所掌事項につきましても今までの研究会の要綱と、ほぼほぼ同じなんですけど、第2条のところ、3号と7号を足し込んでおります。3号では、茅ヶ崎市成年後見支援センターの運営及び体制に関するを追記しています。7号では、成年後見等の支援に関するを追記させてもらいました。それ以外のところは、大きな変更はございません。

名称につきましては、本市のルールで大変恐縮なんですけれども、協議会や審議会、委員会という名前は附属機関と紛らわしいから使ってくれないかなという方針がございまして、事務局としては、協議会を名称に使いたかったのですが、そこは駄目ということでしたので、利用促進検討会という名称にしています。もっとシンプルに成年後見制度利用促進会議でもいいのかなと思っています。

あとは、3点目の候補として成年後見制度中核機関運営会議、4点目として成年後見制度連携推進会議もいかがでしょうか。ネットワークという言葉も使いたかったんですけども、地域福祉課ですでに地域福祉推進ネットワーク会議を持っています。そことの紛らわしさもございまして。皆様の方でこれがいいのではないかとかございませうか。

とくにございませうでしたら、2点目の利用促進会議というのがすっきりしていいかなと考えてるんですけども。よろしいでしょうか。では、要綱案については促進会議という名称で修正してまいります。その他、所掌事項等について確認されておきたいこととかありますでしょうか。

あとすいません。当日資料2というところでお配りしたスケジュールについて。センターの開設は4月17日、分庁舎の1階にセンターを開設していきます。それまでの間につきましては、月、水、金曜日については、今まで通りSネットの法人の事務所の方で受けいただきますし、火、木曜日に来たものについては福祉政策課で受けっていきます。

4月下旬あたりには家裁に挨拶にいらしたと思っています。

広報については、4月にはホームページをつくり、広報紙5月1日号で特集を組む予定です。

それから、夏に市民向け講演会やりますので、7月あたりにもう1回広報紙出せたらいいなと思っています。その他、広報板とかも使いながら、適宜、センターの案内をしてまいります。

あとは検討会と記載していますが、これは、先ほどの利用促進会議に代わるものとして、年4回予定をさせていただこうと思っています。今回は6月の下旬から7月の頭くらいのところで、成年後見支援センターの進捗報告をさせてもらいながら、事例検討等も実施したいと思っています。皆様の方からも、何かこのようなテーマで検討した方がいいとかというのがあれば、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。当然私たちも進めていく中で、多分事例検討を通していく中で、こういうテーマについて話したいというのも出てくると思います。

以前に、内嶋先生からも、中核機関が介入するタイミングと閉止するタイミング、作っておいた方がいいよと、アドバイスをいただいたりしたことがあります。閉止するタイミングについては、後見人が決まったということだけではなく、支援者とうまく連携ができていて、関係性が築けていて、その人の本人の生活が安定して回り始めたところを確認できれば閉止ということでそこはいいかなと思うんですけども、じゃあ介入するタイミングってどこだろうねっていうところがなかなか難しいと感じております。地域包括支援センターさんや相談支援事業者さんとか、あと福祉総合相談も福祉政策課にはありますので、そういったところの本人と関わりのある支援者の見守りから本人の状態を共有させてもらい、タイミングを逃さず制度利用につなげていくっていうところが大前提としてあるんですけども、具体的に必要な見守り体制のレベル、例えば安否確認の頻度ですとか、見逃せない虐待のレベルってどれぐらいなんだろうっていうところとかが難しい。この辺りは、まだ経験値不足というところもありますので、最初のうちは特に積極的にケースに介入していき、話を聞きながら、自分たちの経験値を積んでいくというところ、関係機関との関係性も作っていくというところでスタートしていきながら、徐々に詰めていきたいなと思っています。

協議会の進捗については、協議会に適宜報告をさせていただきたいと思っています。

このあたりで皆様の方から何かご意見等がございましたらお願いします。

#### ○小野田構成員

今虐待について中核機関の介入タイミングってことだったんですけど、虐待案件なんかだと虐待防止センターとの連携などあると思うので、茅ヶ崎市の場合は障がい福祉課や高齢福祉介護課もそうですよね。そこの連携でやっていくような感じなんですかね。担当者がいるという形ではなくって、ケースワーカーがそれぞれ2地区でやってるって形なんですかね。

#### ○高齢福祉介護課

はい。高齢福祉介護課なんですけれども、高齢者に関しては今ケースワーカーが少ないのもありまして、3名しかいないので、正直地区を分けては、現実的にできない状況が現在ございます。なので、3人の中で、可能な範囲で割り振ってというところがあるので、まずはご相談いただき対応するという形で、虐待ケースに関しては、かなりスピード感が必要になっていると思いますので、障がい福祉課も同じとは思いますが、

庁内での福祉政策課等とどう連携をとっていくかっていうところはこれから話し合いながら進めていければなと思っています。

#### ○障がい福祉課

はい、障がい福祉課では虐待担当が3名ほどいまして、虐待は、通報が入ったらまず虐待担当が動いて合わせてケースワーカーもコア会議に同席をして、内容によってはケース対応でいいものもありますし、成年後見につなぐべきではないかというものもあります。そこを見極めて、成年後見につなぐ必要があれば、中核機関につないでいくという形になるのではないかと考えています。

以上です。

○小野田構成員

ケースによってそのタイミングがやはりあると思うのでどちらかに入ってくるかみたいなね。やはり連携がすごく必要なんだなって思いました。

○内嶋構成員

他市の例では、おっしゃるように、虐待の対応もやっぱり基本は行政が法律上セクションになっていますので、しかも、おっしゃるように本当に速さが勝負になりますので、まずそこで初動で動く。その中で後見制度を使った対応を迫られるような場合には、話が流れてきて中核機関ですね。それでなるほどそういうちょっと特殊事案ですなんて話になってくれば、それこそさっきの受任調整じゃありませんけれども、手練れを出すかみたいな話になってきますので、そういう方の制度の利用に関しては、ある程度もうその虐待担当の部署が中核機関に任せるということで、連携していくというようなケースが多い。見てみると非常に多いですね。

だから、中核機関がワーッと出て行くというよりも、中核機関は察知したらむしろもうそちらに振って、まず虐待対応をお願いしますということで、うちは後ろで後見があったらいつでも控えていますからというような、そんな感じですね。だいたい市長申立になっていくことが多いので、市長申立のこのセクションと、連携するみたいな、いうことで、3つぐらいのセクションが同時にバーッと動いていくみたいな、それが多いですよ。

○大澤課長補佐

そこはそうですねしっかり、高齢福祉介護課、障がい福祉課と連携しながら、同じ庁舎内に成年後見支援センターが移りますので、その利点を活かしてしっかりやっていきたいと思います。

○伊藤課長補佐

すいません。それで補足を。私の方で今、総合相談をやってますけど、多分同じような属性になると思っています。現場レベルで例えば包括とか、もしくは民生委員さんとかが虐待ではないかと思うのだけれど、でも担当課からすると、まだ虐待ではないよねという中途半端な事例のときに、では誰が行くのって話になってしまうパターンがやはりあって、そうすると今だったらうちの総合相談単独でやってるんですけど、成年後見属性だったら、よくわからない中では中核機関で行ってしまいなよという話になると思うんです。

それで、経験値を稼いだら、あれ、行くべきなのか例えば民生委員さんがとか、包括が行った方がいいのかっていうのを整理すると思うんですけど、当面の間はよくわからないから、ではとりあえず、行って経験値稼いできてってなると思うので、そうすると来年度に関しては中核機関の動きって、関係機関からするとよくわからないということに、一時的にはなってしまうのかなと思うんですけど、そういう意図があって、初年度は、手広くとりあえず行ってみるということをご承知おきいただければと思います。

○大澤課長補佐

では、議題の中核機関の立ち上げ準備については、以上という形になります。

議題の1点目、(1)に移ります。

令和4年度における地域福祉計画の取り組みの進捗について簡単にご報告させていただきます。資料1と資料2をご覧ください。

まず、資料2の指標からお話をさせていただきます。

前回の会議で、地域福祉計画の中に成年後見制度の利用促進基本計画も入っておりまして、その指標をどうするということでご意見等々いただいたところです。4ページ目をご覧ください

ますでしょうか。

成年後見の関係では2つの指標、中核機関への相談対象者数実人数というものと、市民後見人の新規受任件数というものを置いております。市民後見人の新規受任件数に関しましては、前回ご意見をいただいた中で、年間4件を目指す形で修正いたしました。

それから中核機関の相談対象者数の実人数のところなんですけれども、見え消しで修正しております。相談対象者数の実人数のこれまでのカウントの仕方が、月ごとに実人数を取ったものを年間で足し込んでいたんですね。ただ今後は、年間の実人数で出していきたいなというところがありまして、再計算をしてみましたところ、令和元年度209人を出していた実人数が年間で計算し直すと、112人だったんですね。そうなりますと、令和7年度300人というのは現実的ではなくなってくるので、藤沢市が例えば実人数170人だったりってことを伺ったりもしたので、人口規模等も考えますと、令和7年度は150人を目指す形で、令和5年度は掘り起こしもしていきたいと思っているので少し多めの設定ですけれども、その後はプラス10人ずつぐらいい増えていく形で、改めて設定し直しました。

ただ、人数だけではなく、そこにどれだけ寄り添った相談対応ができるかということもありますので、そこはまた人数とは別の形で、相談対応件数ですとか、申立支援の件数ですとか、受任調整会議の件数ですとか、ケース会議の件数、そのようなところは別途、図って管理していきたいと思っています。

指標については、このような形で修正を考えておりますが、ご意見をいただけましたらお願いします。

まだ始まってもないですし、この人数設定というところで難しいところもあるんですけども当面この数値で1回おいてみるというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、資料1をご覧ください。

こちら令和4年度における計画の取り組みの進捗についてということで、成年後見制度の関係以外にも地域福祉全般の計画についての進捗状況の報告となっております。1ページずつ全て見ていくと大変になってしまいますので、ざっくりと全般的なお話をさせていただきます。

コロナ禍で活動を控えていたボランティアやサロンなどの地域の活動が徐々に復活してきたという印象が全体としてはあります。また同時に、コロナ禍で増えた生活困窮に対する相談対応というところを、地域とのネットワーク会議等を通じていろんな関係団体、支援者と共有しながら、連携して、相談対応ができているなどというところが、振り返りとしてはあるところですね。

成年後見の関する部分については、7ページ目をご覧ください。

市民後見人の養成というところと、中核機関の準備をしてきたよというようなところをまとめています。

市民後見人の養成につきましてはこちらにも書いてはいるのですが、後程、議題の(2)として、市民後見人の養成状況について報告させていただく場がありますので、横山委員からご説明いただこうかなと思っています。

9ページ目のところですね。成年後見支援センターの相談対象者数実人数になります。実人数でカウントしていきますと、令和3年度の104人に対し、令和4年度については、12月末時点で82人の方が相談にこられていました。

このままいくと昨年度と同程度の、もしくはそれを少し上回るぐらいの相談者数になるかなという見込みでございます。成年後見制度利用にあたっては、受託事業者のSネットさんの方で、例えばご親族の方が相談に来られた場合にも、ご本人の意思がどこにあるのかというのをきちんと確認しながら、丁寧な対応で進められているところですね。相談件数としましては、12月末時点で延べ221件ございまして、うち10回以上相談にこられている方が、6人ほどおられてニーズに応じて、その都度、継続的な支援ができているのではないかと考えております。

また、印象としましては、ご本人や家族の将来に備えた相談、ご相談、任意後見ですとか信託ですとか、そういったところの相談が増えてきているという印象があります。比較として令和3

年度12月時点では10件、任意後見制度の相互相談が15件でしたが、令和4年度12月時点では18件と、少し増えてきているという印象があるといったところです。

このあたりはどうですか。三谷委員から、令和4年度の振り返りとして何かございましたらお願いします。

#### ○三谷構成員

追加で報告させていただきたいと思います。

ここには出てないんですけど、親族後見人さんへの支援ということで、令和3年度は12人の親族後見人さんに14回、初回報告、定期報告の支援というところをやっております。

令和4年になりますと、今年度はまだ途中の1月までなんですけど13人、人数はそれほど変わりませんが、45回で回数が非常に増えました。

というのはお1人の方が、やはり後見人さんが高齢になってきていて、身体的に不安を抱えており、その交代というようなどころでの継続的なご相談っていうのが増えたというようなこともありますし、あとはご本人が亡くなられたということで、死後事務をどうしたらいいのかというところでのご相談っていうのも出てきております。

追加で報告いたしました。

以上です。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、議題(2)市民後見人養成状況について、に移ります。

横山委員からご報告願います。

#### ○横山構成員

皆さんこんばんは。社協の横山です。

資料3の方から、市民後見人の養成状況について説明させていただきます。

まず1番の取り組み状況等は、表に記載ありますけれども、①、②のとおりで、基礎研修実践研修が第3期まで行っていると。その中で、修了認定が20名で、12名が昨年の3期生となります。

それで法人後見バンク登録者は17名なんですけれども、そのうち、3期生の11名がですね、この10月の方に新規登録になったという形になります。

ただ17名いらっしゃるんですけども、実際に受任した3名を除いてすぐに動けるとおっしゃっている方は4名ということで、なかなか厳しい状況であるんですけども、仕事の都合であったり、あと、まだ仕事、介護、家族との都合で難しい方がいらっしゃったりします。

また、2月末、3月に、登録更新の面接を行うのですが、その中でまた、なるべく受けられるよという形で進めていけるようにやっていきたいと思っております。

受任者の3名は法人後見、社協の法人後見からの移行がほとんどになっています。そのうちの1名については昨年10月に亡くなっておりまして、家族というか親族、相続人と引き渡しの方を調整していて、難航していたんですけども、1月末に上手く引き渡しを終了したということで、あとは家裁の最終の報告をして終了という形で進めております。

受任調整については、今年度、令和5年1月に受任調整会議の方を開催させていただいておまして、2件を審査しまして、推薦という形になります。1件は社協の法人後見からの移行ケースで、後見類型、知的障害でグループホームに住まれている方です。法人後見サポーターとして、7月からですね、一緒に同行訪問をさせていただきまして、本人との関係性を作って、今回の推薦に立っております。もう1件についてはですね、士業からの移行ケースということで、認知症の高齢者の方で老健にお住まいの方です。

今年、昨年のこの会議の後ですね、いろいろと士業の皆様からは移行ケースがないかなという

ことでその辺のところ具体的にヒアリングさせていただきまして、そのあとの7月の時の研究会を経た後ですね、移行緩和ケースについて提供のお願いをさせていただいたと。それで、8月に提供を受けまして、それで9月、10月に打ち合わせをして、具体的にご本人さん同行ですね、11月、12月に行いまして、それで今回の受任調整会議の推薦に至ったという形になります。このケースが近々、受任選任の申立で、晴々と市民後見人としてですね、OKになればというところで動いております。

また、なかなか市民後見人に適した案件っていうのは、うまく上がってこないもので、良さそうな案件がございましたら、ご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、市長申立の案件でもですね、あれば、ぜひその辺のところも、最初の申立の段階での調整に入らせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

裏面にいきましてですね、フォロー研修ですけれども、主に3期生中心に、あと1期生、2期生も同時にやっておりますけれども、記載の通り、日常生活自立支援事業の初任者研修はこちら動画配信で受けていただきまして、実際に生活支援同行研修というのをやっております。

名簿登載者研修で9月の法人後見サポーター研修は、尾上先生、11月の方は小野田先生にお願いしております。

そして、先月に、実際に今受任している3名のうち2名からですね、事例報告をいただきまして、その会でグループワークなども交えながらですね、どのようにして後見活動をやっていくのか、そういったところを共有させていただいております。都合で欠席された方には補講対応をしております。

あと社協の実施状況ということでは、日常生活自立支援事業が今年度は66件契約して、12件が終了しております。

また法人後見については9件で、累計が16件で、7件は終了しています。新規としては、今年度保佐は1件準備してる形になります。

あと、次年度に向けてですけれども、市民後見人養成研修については、第4期ですね、研修を行いたいと思っております。

来週、県社協とまた打ち合わせしていくんですけども、基本的に上半期に基礎研修、下半期に実践研修ということで、その際にはまた先生方に講師等お願いさせていただくかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、市民後見人の養成状況ということで報告させていただきます。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございました。

また、今回は士業からの移行ケースということで皆様にご調整いただきありがとうございます。リーガルさんからは、実際に1件紹介いただき、受任に結びつきまして、本当にありがとうございました。

実際やってみて、移行というところで難しい点とかがあってあったりしたのでしょうか。この辺が難しかったとか、逆に工夫した点とか。

#### ○横山構成員

はい。初めて士業の先生からケースをいただいてということなので、どうやっていくかなというところもありましたけど、尾上先生の方から情報提供いただきながら対応させていただきました。まだ決定までいってないので、何とも言えないところありますけれども、これを契機にうまく市民後見人の活躍の場を作っていくと、今後、いろいろと後見活動の層を厚くできたらいいなというように思っております。

そうですね。どれぐらい面会をしたらいいのかとかそういったところをやっぱりケースバイケースになってしまうのでしょうかけれども、関係性づくりとかそういうところは、どこまでやったらいいのかとかそういうところ少し悩んでしまうところはありますね。



○大澤課長補佐

そうですね。関係性を作るところがやはり一番重要ではあるかなと。強引に進めるというものでもないですし、そこは大切にしていきたい。複数受任や、もしくは、違った形での受任体制等があるのかというようなところとかも含めて、他市の事例とかも参考にしながらまたその辺も検討していきたいですね。

先ほど、市長申立の話も少し出たんですけども、市長申立の方で市民後見人をお願いできるようなケースについては、いかがでしょうか。高齢福祉介護課、障がい福祉課に伺います。

○障がい福祉課

はい、障がい福祉課がお答えしますが、なかなか厳しいかなというところですよ。やっぱり経済的虐待ですとか、相続が必要だから後見人を立ててくれとか、病院に入院していて親族が音信不通になってしまったので後見人をつけてくれっていうようなパターンが多くて、なかなか市民後見人の方をお願いすることは厳しいかなという印象はありますね。

以上です。

○高齢福祉介護課

高齢福祉介護課としては、障がい福祉課と同じで虐待のケースに関しては少し難しいかなと正直思っているところはあるのですが、ただ高齢者に関しては、本当に数は少ないですけども、急遽入院してしまい、ご親族が誰もいなくて長期入院になる方で療養型病院からもずっと出られないだろう、そのままお看取りになるだろうという方の場合だと、意外と動きもないですし、やることとしてはもう限られている。

特に転院とかの手続きもないと思われるケース、数としては少ないですけどもそういったことであれば、ご相談がもしかしたらできる可能性はあるかなと思っています。

課内での検討ももちろん今後必要にはなりますけれども、可能性としては一つかなと思っています。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。そのあたりはぜひ進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。皆様から何かご意見等あれば、申し上げます。

○尾上構成員

はい。市長申立の案件で、やはり最初は困難なところがあるので、市民後見人さんは難しいってお話もあるんですけども、私たちが例えば市長申立の案件を受任したケースでも、当初の課題がクリアになれば問題がないと思われるようなケースについて市民後見人への引き継ぎを視野に入れるとか、最初から引き継ぎを視野に入れて複数で始めるとか、そういったことも可能ではないのかなとは思っています。

あと、市民後見人さんの事例として財産の額というのもあると思うんですけども、後見制度支援信託とか、預貯金ですね、こちらの方も今は親族後見人で利用がありますけども、市民後見人でも利用は可能なので、課題が「財産が多いだけ」ということであれば、信託を使ったあとで市民後見人に引き継ぐこともできるかと思えます。

○大澤課長補佐

そうですね。最初に市長申立をする時に、将来的な移行も含めて視野に入れて、こういうタイミングになったら市民後見人に移行できるねとかその辺も含めて、最初から検討しておく、スムーズにいけるかもしれない。その辺りもまた実働の中で相談させてください。

○渡辺構成員

すいません。渡辺です。

高齢福祉介護課さんの方ですね、急に倒れられてご高齢の方で、でもそのまま多分、見取りになると、療養型病院とかですね、というようにおっしゃられたんで、それはそうなんだなと思うんですけども、急に倒られたということは少し前まで日常生活がおそらく続いている、独居であったりすると見えない債権債務等が結構あったりすることもあるんですね。後でお伺いしてみるとご自宅の方に郵便物がたくさん詰まっています、裁判所からの督促状だったり、督促状とか呼び出し状であったり、あと債権者からの督促状等がたくさんあって、すごい作業が必要なときもありますので、もし状況が掴めないというような感じのものであれば、一旦土業に振っていただいて、土業であれば慣れていきますので、財産調査をある程度の時間でやって、怪しそうなものは後でちゃんと調べる。とって1年ぐらい経つともうだいたいわかりますので、これは安全な案件だったと、あと最後の方は地域で見ただけでいいなということで、リレーするってということもあると思います。

リレーというのを最初の方で考慮に入れた上で振っていただければ、初動1年ぐらいで全部済ませて、引き継ぎできるという可能性はあるよねという話は、以前にも福祉政策課さんに申し上げていますので後でご確認いただければと思います。

○小野田構成員

茅ヶ崎や藤沢でもフォローアップ研修とか、事例検討の方の研修担当をさせていただいているんだけど、事例検討等を重ねている中で市民後見人の方のスキルアップがすごいなっていうように感じるんですよ。実際、先輩の市民後見人がいて、市民後見人同士の学びあいというんですかね、先輩に確認したりとかそういうようなところを積極的に行われているなっていうような印象があります。

やはり、ケースを担当していかないと、なかなかこう成長しないんだなっていうのも、社会福祉士もそうなんですけど、やはり経験がすべてではないのではないかみたいなふうに思うので、そのためのフォロー体制を整えておけば、相談先、社協もそうですし、中核としての役割としても、後見のフォロー、サポートをしていく。難しい案件に対してチームで支援をしていくにあたってそのサポートを整えていく、1人でやっていくというのは、なかなか難しいのでそういうサポート体制をきちんとフォローしていけば、ここまでの案件を受けられるかなみたいなところも少し上がるんじゃないかなというように思いますので、そのあたりも視野に入れて少し広報の案件を増やしていくというところもいいのではないかなと思いました。それが負担になってしまうとまた難しいところあるんですけど、フォローができるよっていうところをしっかりと整えておくというのは大事なかなと思います。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

確かに市民後見人に向けた研修等を見ていると、来られた土業の先生たちへの質問がすごく多い。やはり皆さん生活に携わっている中で想定してなかった問題とか、一見安定していたように見えても急に体調崩される場合もありますし、いっぱい不安抱えられているんだなっていうのは、感じるころでもありますので、1人で悩ませないっていうところは大切なかなと思います。現在も、市社協の方がフォローしてくださっていますけれども、市民後見人の受任調整が進んでいけば、必要なフォローも増えてくると思いますので、そこは中核機関としてもしっかりとやっていきたい、そのための仕組みというの構築していきたいなと思っています。

皆様、他に大丈夫でしょうか。

そうしましたらこちらで議題、すべて3つ終了という形になります。

その他としまして、次回の協議会、利用促進会議になりますが、6月下旬から7月頭ぐらいを予定しております。皆様の方に日程調整の連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたし

ます。

その前に、すいません。今お願いしますという形で言ってしまいましたけれども、市としては来年度も引き続き、このメンバーの方に就任の依頼をさせていただきたいと思っておりますが、お願いしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次回に皆様とお会いするときは中核機関としての集まりになっていますので、こちらもどんどんケース事例を踏んで、成長していかなければいけないなというところがありますので、皆様どうぞ引き続きお力添えの方よろしく願いいたします。

今日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。